

中国モバイル通信 USB レンタルサービスご利用規約

第1条 (適用の範囲)

この利用規約は、日本 IT セキュア株式会社(以下「当社」といいます)の提供する中国モバイル通信レンタルサービス(以下「本サービス」といいます)及びレンタル付属品(以下「機器等」といいます)の利用申込者(以下「申込者」といいます)に適用します。

第2条 (サービスの定義)

本サービスは、当社による機器等の貸与及び申込者による機器等の使用により利用が可能となる中国でのモバイル通信レンタルサービスです。

第3条 (契約の成立)

1. 本サービスの提供に関する契約(以下「本契約」といいます)は、申込者が本利用規約及び注意事項を承諾の上、当社所定の契約申込書を当社に提出し、当社が申込承諾の意思表示を行った時点で成立するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は在庫不足等の事情により、本契約の申込を承諾しないことや、申込の内容通り提供できない場合があります。

第4条 (利用期間)

本契約に基づく本サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます)は、申込者が当社へ申し出た日本出発予定日から日本帰国予定日までとします。

第5条 (免責事項)

1. 当社は、本サービス及び本サービスを通じて他のネットワークを利用することにより発生した一切の障害について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 本サービスに関連するソフトウェアのインストールまたは使用に関連して利用者に直接的または間接的に発生する一切の損害(ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合等を含む) および第三者からなされる請求について当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も負わないものとします。

第6条 (契約者が行う契約の解除)

申込者は、本契約を解除するときは、直ちにその旨を当社へ通知すると共に、次の通りのキャンセル料を支払うものとします。

また、当社より機器発送後の契約解除に関しましては、下記の日程に関わらず、キャンセル料を支払うものとします。

契約解除日 (キャンセル日)	出発予定日の4日前以前	出発予定日の3日前	出発予定日の2日前から当日以後
キャンセル料	なし	1,100 円	1,700 円

第7条 (機器等の受渡、及び返却)

1. 申込者は、申込者指定の場所に日本出発予定日前日までに宅配便にて送付する方法にて当社から機器を受け取るものとします。万一、天候不良等の不可抗力や宅配業者の不意により機器等が受渡し予定日迄に届かなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 申込者から当社に対する機器等の返却は、申込者は帰国日の翌営業日迄に当社指定の場所に宅配便にて返却手続きをするものとします。返却に要する宅配便等の費用は申込者の負担とします。
3. 申込者は、帰国日の翌営業日迄に機器等の発送手配を行わない場合には、延滞料として 1,500 円/日により計算し、利用料金等と併せて請求します。

第 8 条 (サービス利用の制限等)

本サービスの提供にあたっては、以下の各号に定める制限があります。これらにより、申込者が損害を被った場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。

1. 本サービスの機器等は、当社所定の方式によるサービスを提供している国及び地域でのみ使用できます。
2. 本サービスが使用可能な国及び地域においても、回線の混雑や海・山間部等電波が伝わりにくいところ、または現地通信事業者の事情等により、本サービスを提供することができない場合があります。
3. 精密機器である機器等は、注意をもって使用している場合でも、故障等する恐れがあります。

第 9 条 (料金の請求、及び支払)

1. 本サービスの利用によって発生した料金は、当社は利用期間終了後に速やかに申込者に対し請求書を送付します。また、本規約に基づき当社より申込者に対し、何らかの支払(延滞料、キャンセル料、弁償金等)を求める場合には、その金額を請求書に記載します。
2. 申込者は、当社が発行する請求書に基づき、支払期日までに銀行振込にて支払うものとします。振込手数料は申込者の負担とします。
3. 請求書に記載した支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、当年 14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、申込者に請求します。

第 10 条 (禁止事項)

申込者は、本サービスを利用するにあたって、次のいずれかに該当する一切の行為を行わないものとします。万一、申込者が下記事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合は、申込者は当社に対し、賠償金を支払うものとします。

1. 機器等について、第三者に譲渡、質入れ、転貸その他当社の所有権を侵害する行為。
2. 機器等の改造、性能、設定等の変更及び他の付加物品等を付着させる行為。
3. 犯罪行為、法令に違反する行為及び公序良俗に反する行為。

第 11 条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、申込者に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、申込者に対する催告その他何らかの手続きを行うことなく、直ちに本サービスの提供を停止、回線停止措置を行い、本契約を解除することができるものとします。この場合において、申込者は、直ちに機器等を当社に返却するものとします。
 - (1) 申込者が第 10 条 (禁止事項)に該当する行為を行ったとき。

- (2) 本規約に規定する各条項のいずれかに違反したとき。
 - (3) 本契約の申込みにあたって、当社所定の契約申込書に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 申込者の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき。
 - (5) その他、当社が不適切と判断した場合。
2. 前項に規定する契約の解除に伴い当社に発生した一切の損害、責任及び債務は、申込者の負担とします。

第 12 条 (機器の管理及び盗難、紛失、毀損等)

1. 申込者は、機器などを当社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意を持って使用、管理するものとします。
2. 申込者は、機器等の盗難、紛失または毀損が発生したときは、直ちに当社に申し出るものとし、当社は直ちに回線停止措置を行うものとします。また、盗難、紛失等が発生した日より、回線停止手続きが完了した日までの通信料金等は、当該通信が申込者によって行われたか否かを問わず、申込者の負担とします。
3. 申込者は、機器等の盗難、紛失、毀損の場合において、当社の責めに帰すべき場合を除き、機器などの修理代金または再調達費用として、下記金額を当社に支払うものとします。

品目	負担金額(税込)
本体	25,000 円
キャップ	3,500 円
SIM カード	6,250 円

第 13 条 (機器等の検査)

当社は、当社が必要と認めた場合は、申込者の立会いの下に当社が指定する代理人が機器等の現状確認をする事があります。

第 14 条 (証明書類の提示等)

当社は、本人確認等のため、申込者に対して証明書類の提示等を求めることがあります。

第 15 条 (本サービス内容、利用規約及び料金の変更)

当社は本サービス内容、利用規約、本サービスの料金、補償料金及び通信料金等を、予告なく変更することがあります。

第 16 条 (不担保特約)

当社は、申込者が機器等を本来の目的に利用できなかったことにより、申込者及び第三者が被った事故または損害等については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、申込者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

第 17 条 (合意管轄等)

当社と申込者の間で本契約に関して訴訟を行う場合は、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

日本 IT セキュア株式会社

2010年02月01日 制定